

(2015.1) 確定申告は忘れずに！

払いすぎた税金が戻ってくるかもしれません

今年も確定申告の季節になりました。平成 23 年から公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、その他の所得が 20 万円以下の時は、確定申告する必要がなくなりましたが、川崎市の「住民税減免制度」を申請する場合必ず必要になりますので申告を行いましょう。

対象者は 65 歳以上で(単身者) 収入が 232 万 7600 円(所得 112 万 7600 円) 以下の人。扶養家族 1 名の場合(所得 151 万 9600 円(昨年の場合))。まだこの制度を知らない人が多くいます。知人や友人にお知らせください。

○医療費控除=病院で支払った金額が 10 万円以下でも「所得」が 200 万円以下の人は、医療費が所得の 5%を超えていれば控除できます。(200-120=80×0.05=4 万円以上)

又家族でまとめて申告ができます。

○介護医療保険=介護関係で医療費になるものは、訪問看護・通所のリハビリ、医師の指示・指導によるもの、通所などかかった交通費も該当します。

○扶養控除=収入の少ない田舎の両親へ仕送りしている人も控除ができます。「生計を一」にしていることが必要です。

子供の扶養控除もできます。

○寄付金控除=合計が 5000 円を超えた場合。(市・政党・学校・ユニセフ等)寄付、領収書が必要。

その他、生命保険・地震保険=「旧制度」・「新制度」があり、それぞれ計算しましょう。

いずれにしろ領収書はそろえましょう。確定申告は年が明けた 1 月から可能です。

相談センターにも用紙を準備します。